

市税務課からのお知らせ

申告書などの提出は1月31日までに

左記の申告書など各書類は、市税務課にて備えています。

固定資産税

市税務課固定資産税担当 ☎32・2115

家屋異動申告書

平成23年中に、家屋を取り壊された方や家屋の用途を変更された方は「家屋異動申告書」を提出してください。

住宅用地申告書

平成23年中に、土地を新たに住宅の用に供したり、住宅の用に供していた土地を住宅以外の用に供したなど、住宅用地の利用状況に異動があった場合には、1月31日までに「住宅用地申告書」を提出してください。

また、住宅に係る家屋の用途を変更された場合も申告が必要となります。

償却資産申告書

固定資産税の対象となる償却資産（土地・家屋および無形原価償却資産を除く）の所有者は、1月1日現在の資産を1月31日までに申告してください。

申告用紙が届いていない事業所はご連絡ください。

個人住民税

市税務課市民税担当 ☎32・3821

給与支払報告書

給与の支払いをする事業所（者）は、平成23年中の給与所得その他必要な事項を「給与支払報告書」に記入し、給与の支払いを受けている者の平成24年1月1日現在の住所地の市町村に、1月31日までに提出することとなります。

郵送により提出される場合は1月31日までの必着となるよう、ご理解とご協力をお願いします。

不動産公売のお知らせ

不動産公売を次のとおり実施します。

【最低公売価額】 3,664,000円

【公売物件】 前原町字中川原 21 番 1

(地目:田、地積:827㎡)

※当物件は共有物件で、持分 $\frac{1}{2}$ の権利です。

【公売日】 3月14日(水)

午後1時30分から午後2時まで

【公売場所】 徳島県徳島合同庁舎 4階会議室

(徳島市新蔵町1丁目67番地)

※入札参加の条件として、農業委員会発行の買受適格証明書の提出が必要となります。



詳しくは、徳島滞納整理機構 (☎088・612・7586 / FAX 088・612・7587) まで。

要介護1以上で65歳以上の方・扶養親族の方へ

障害者控除対象者認定書の交付

障害者手帳などの交付を受けていない人が「障害者もしくは特別障害者に準ずる者」として認定を受けることにより、所得税や市県民税の確定申告などにおいて所得控除が適用されます。申請できる方は「要介護1」以上で65歳以上の方、もしくはその方を扶養している親族などです。

申請者の印鑑および介護保険被保険者証を持参して市介護福祉課窓口にて申請してください。

※審査がありますので、対象者全員が認定されるとは限りません。



お問い合わせは、市介護福祉課障がい福祉担当 (市役所1階⑨番窓口 ☎32・2279 / FAX 35・0272) まで。